

(様式1)

教施財第4148号

令和3年1月7日

文部科学大臣 殿

大阪府知事

吉村 洋文

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、  
下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

大阪府公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和2年度～令和4年度（3年間）

(担当)

大阪府教育庁施設財務課 脇田屋・川上

電話：06-6944-9385

E-mail：[shisetsukanri@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:shisetsukanri@gbox.pref.osaka.lg.jp)

(様式2)

### 3. 施設整備計画の目標

#### (1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

#### (2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

(大規模改造(老朽))

建築後30年以上経過した建物が70パーセント以上を占めており、外壁の劣化による剥落や、屋上防水機能の劣化による雨漏りなどを改修し、児童・生徒の安全・安心を確保する。

#### (3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

#### (4) 教育環境の質的な向上を図る整備

(空調設備)

支援学校では、体調の維持管理が困難な児童・生徒が多く在籍するため、空調機の更新及び設置工事を行い、安全・安心な教育環境を確保する。

(トイレ)

支援学校においてトイレ環境を改善するための改修を行い、安全・安心な教育環境を確保する。

(鶏舎・水禽舎・解体室の建て替え)

施設の老朽化が激しく、飼育環境の劣化が著しい状況(防疫体制、生徒の安全確保も含めた学習環境の改善が必要)であることなどから建て替えを行う。

#### (5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		校
中学校		1 校
義務教育学校		校
中等教育学校(前期課程)		校
特別支援学校(小学部及び中学部)		77 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		5 園
幼保連携型認定こども園		園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		176 校
教員及び職員のための住宅		戸
学校給食施設	単独校調理場	36 箇所
	共同調理場	箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	176 箇所
	学校武道場	147 箇所
	社会体育施設	4 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 <sup>※1</sup>	有	令和2年3月
国土強靱化地域計画 <sup>※2</sup>	無	

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>目標の達成状況を評価するための指標を検討し、計画期間終了後、指標に基づく評価を実施する。</p>
---

